

役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人和洋会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和洋会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等（以下「役員」という。）とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事及び監事（役員）
- (2) 評議員
- (3) 委員会委員

(報酬の総額)

第3条 役員の実費弁償額を除く報酬額は、各年度の総額が評議員70万円、理事120万円、監事20万円、評議員選任・解任委員30万円を超えないものとする。

(報酬等の支給)

第4条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬支給及び費用の弁償をする。

- (1) 理事長及び常勤の役員については、別表1のとおり報酬を支給することし、賞与は支給しない。
- (2) 非常勤の役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、役員等旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- (3) 役員が退任又は死亡した場合には別表3により役員退職一時金を支給する。ただし、役員等在任中に法人に対し重大な損害を与えたものについては、理事会の決定により別表により支払う金額の一部又は全部を支給しないこととできる。

(報酬、費用弁償及び退職一時金の支給方法)

第5条 理事長の報酬は、理事長に選任された当月より毎月21日（支給日が土日祝日に当たるときはその前日）に支給する。但し、月の途中において就任し、又は離職したときは、その報酬額をそれぞれ30で除して得た額を基準として日割りによって計算し支給する。

- 2 役員の実費弁償については、当該役員がその職務に従事したときに支給する。ただし必要に応じ、まとめて支給することができる。
- 3 役員退職一時金は、最後の任期最終の会議に出席した日に支給する。ただし、その会議に出席できないときは、銀行に振込みすることができるものとする。

(役員以外の者に対する費用弁償)

第6条 役員以外の者が、社会福祉法人和洋会の依頼又は要求により会務を掌理した場合は、その者に対して第5条に準じ費用を弁償することができる。

(旅行等の費用弁償)

第7条 役員が、公務のための旅行をしたときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前条の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人和洋会役員等旅費規程により支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の議決を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 9月28日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年 2月 1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成22年 4月 1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成29年 6月23日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和 4年 4月 1日から改正施行する。

別表1（役員報酬）

区分		報酬	支給方法
非常勤	理事長	50,000円（月額）	銀行振込
常勤	理事・監事	支給無し	

別表2（役員等の費用弁償）

区分		費用弁償		支給方法
		住所が会議等開催地と同じ市内	その他の地域	
常勤	理事	4,000円（日額）	4,500円（日額）	現金支給
非常勤	理事・監事	4,000円（日額）	4,500円（日額）	
	評議員	4,000円（日額）	4,500円（日額）	
	監事（監査会）	5,000円（日額）	5,500円（日額）	
	各種委員会委員	4,000円（日額）	4,500円（日額）	

別表3（役員退職一時金）

支給対象者	支給金額	支給方法
評議員、理事、監事、 評議員選任・解任委員	在任期間1年について1万円とし、1年未満はこれを切り捨てる。ただし、支給額の上限を10万円とする	現金支給